

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（875））
2. 日 時：平成30年4月18日 10時00分～12時45分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、吉村上席安全審査官、植木主任安全審査官、岸野主任安全審査官、千明主任安全審査官、安田主任安全審査官、日南川安全審査官、三浦安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他7名

東北電力株式会社：原子力部（原子力営業） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木技術グループ 担当

中部電力株式会社：原子力土建部 設計管理グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震建築） 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 原子力建築室 担当

## 5. 要旨

（1）日本原子力発電から、3月1日、4月10日、13日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、津波への配慮に関する説明書について、説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

＜浸水量評価について＞

- 浸水想定範囲における低耐震クラス配管の耐震補強及びドレンファンネル等の水密化についての対応状況を整理して提示すること。

＜漂流物による影響確認について＞

- 漂流物による影響確認については、漂流物評価フローに沿った取水機能への観点から、漂流物となる可能性のある施設・設備に対し、撤去や移設等の対策に関する方針、条件及び結果を整理して提示すること。
- 漂流物評価フローと各評価項目に記載する内容を整合させるとともに、それらの対応関係が分かるよう整理して提示すること。
- 漂流物評価フローについて、「津波防護施設等の機能に対する影響評価の対象である施設・設備」、「波及的影響を評価するために抽出する施設・設備（防波堤）」、「地震・津波による過去の被災事例等をもとに津波防護施設等の機能に対する影響評価において考慮する施設・設備（流木等）」の関係を整理して提示すること。

- 漂流物調査結果における取水機能を有する安全設備等の取水性の評価について、漂流物による影響評価を、漂流物単体の場合又は集約した場合に分けて整理して提示すること。
- 取水機能を有する安全設備等、津波防護施設等に衝突する漂流物となる可能性が否定できない施設・設備に関し、別途実施する漂流物衝突力の検討対象とならないものについて、その扱いを整理して提示すること。
- 漂流物調査結果における評価について、重量物であるため漂流物とはならない、津波の流況を考慮すると到達しない等、それらを判断した根拠について定量的に提示すること。

<止水機構に関する補足説明>

- 実証試験のケースのうち、水平方向加振の1Gと3G、鉛直方向加振の1Gと波形入力との扱い（使い分け、意味・解釈）について、具体的な内容を提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 入力津波による津波防護対象設備への影響評価
- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料 (V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書)
- ・ 津波防護施設と浸水防止設備の分類について